

令和7年度水質検査計画

1 基本方針

水道法の主旨に則り、水道水が水質基準に適合するように、水質管理の徹底を図り、安全であることを保証することを目的として、毎年水質検査項目等を定めたものです。

(1) 検査地点

水道法で定められた水質基準を給水栓で検査します。

給水栓水については、各配水系統の配水区域の末端で水質検査をします。

寺山水系・・・坂本町

明神山水系・・・網引町

市川町水系・・・国正町

姫路市水系・・・大柳町

(2) 検査項目及び頻度及びその理由

加西市は浄水処理を行っていないため、原水に関しては水質検査ができない。兵庫県、市川町及び姫路市より原水と浄水の水質検査結果の報告を受け、安全を確認しています。

検査項目及び頻度については以下のとおりです。

ア 毎日検査項目・・・3項目（別表1）

イ 水質基準項目・・・9項目～48項目（別表2）

2 水道事業の概要

加西市の水道は市内に水源地がないため、水道水の全量を兵庫県、市川町及び姫路市から受水しています。このため浄水場はなく、8箇所の配水池と6箇所のポンプ場を通り市内に水道水を供給しています。

表1 加西市の給水状況（令和5年度）

行政区域面積	150.19 k m ²	配水量	
給水区域面積	110.23 k m ²	年間総配水量	4,880 千 m ³
給水人口	41,182人	1日平均配水量	13,335 m ³
給水戸数	19,928戸	1日最大配水量	15,050 m ³
施設能力	17,600 m ³ /日		

3 水道水の状況

水質検査結果では水質基準を十分に満足し、安全で良質な水道水です。

4 検査項目及び検査回数

別表1

番号	検査項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	設定理由等
毎1	色	異常でないこと	365	省略不可
毎2	濁り	異常でないこと	365	
毎3	消毒の残留効果（残留塩素）	0.1mg/L以上	365	

別表2

番号	検査項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	設定理由等
基1	一般細菌	100個/ml以下	12	省略不可
基2	大腸菌	検出されないこと	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	H22基準値改正
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	※1（検査頻度1回/3年に省略可能）
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	
基8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	R2基準値改正

基 9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	H26基準値改正
基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	省略不可
基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	※ 3（検査頻度 1 回/1年に省略可能）
基 12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	
基 13	ハウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	※ 1（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	
基 15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	※ 2（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	
基 17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	※ 1（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	
基 19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	H23基準値改正
基 20	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	※ 1（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 21	塩素酸	0.6mg/L以下	4	省略不可
基 22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	
基 23	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	
基 24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	H27基準値改正
基 25	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	省略不可
基 26	臭素酸	0.01mg/L以下	4	
基 27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	
基 28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	H27基準値改正
基 29	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	省略不可
基 30	ブromホルム	0.09mg/L以下	4	
基 31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	
基 32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	※ 1（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	※ 3（検査頻度 1 回/1年に省略可能）
基 34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	※ 1（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	
基 36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	
基 37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	省略不可
基 38	塩化物イオン	200mg/L以下	12	
基 39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1	
基 40	蒸発残留物	500mg/L以下	1	※ 3（検査頻度 1 回/1年に省略可能）
基 41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	※ 4（検査省略可能）
基 42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0	
基 43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0	
基 44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	※ 2（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 45	フェノール類	0.005mg/L以下	1	※ 1（検査頻度 1 回/3年に省略可能）
基 46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下	12	省略不可
基 47	PH値	5.8以上8.6以下	12	
基 48	味	異常でないこと	12	
基 49	臭気	異常でないこと	12	
基 50	色度	5度以下	12	
基 51	濁度	2度以下	12	

※１、※２ 過去３年間の検査結果から、３年に１回の検査頻度で安全性または性状を確認。

※３ 過去３年間の検査結果から、１年に１回の検査頻度で安全性または性状を確認。

※４ 過去の検査結果及び周辺の状況より省略可能な項目。

５ 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水質異常の発生時、直ちに実施し、異常が終息し、安全性が確認されるまで行います。

水道施設の新設、増設、改造時には、給水前検査として水質基準の全項目（５１）及び消毒の残留効果を検査します。

６ 水質検査方法

水質検査のための採水及び試料運搬を委託業者が行い、水質検査は、水質検査機関登録簿に記載されている機関に検査依頼し、水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法により行います。

７ 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画や水質検査結果についてはホームページで公表します。また、検査結果をもとに、必要があれば検査計画を見直していきます。

８ 水質検査の精度と信頼性保証

結果を評価するにあたり、検査精度と信頼性を保証するため、検査委託業者へ技術の向上に努めるよう指導します。

９ 関係機関との連携

浄水場を持たないため、水道水の安全性を確保するためには、様々な機関との連携が欠かせません。関係機関と常に情報交換するとともに、水質異常に即応できる体制を整備し、安全な水を提供するよう万全を期します。